

業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、『いじめに向き合う佐賀県』発信等業務委託』について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、『いじめに向き合う佐賀県』発信等業務委託』（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下、「委託料」という。）の総額は金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）とする。

2 前項に掲げる委託料は、委託業務完了後支払うものとする。

（委託内容）

第4条 乙が行う委託業務については、別添『いじめに向き合う佐賀県』発信等業務委託仕様書』及び甲の指示に従って行うものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

＜契約保証金を免除する場合＞

契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第 号の規定により免除する。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、委託業務の一部を第三者に委託することができる。

2 前項ただし書きの場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持つ者を責任持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に届け出なければならない。

3 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が書面により承諾をしたときは、この限りではない。

(事故等の報告)

第8条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、速やかに応急措置を講じなければならない。又、遅滞なく詳細な報告書並びに今後の方針案を甲に提出するものとする。

(著作権等)

第9条 乙がこの委託業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて甲に帰属するものとし、甲はこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとする。また、制作者は甲に対して著作者人格権を行使しないものとする。

2 前項、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合であっても、甲は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。その他の二次利用については、甲乙協議の上定めるものとする。

(1) 甲及び甲が指定する者が保有するホームページでの公開

(2) 講演会、イベント等での紹介・上映・配布など

3 乙は甲に対し、この委託業務に係る著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとし、第三者が権利を保有する著作物を使用する際は、権利処理を確実に行うものとする。また、その場合のホームページや印刷物などでの二次利用については、双方誠意を持って佐賀県のPRに資するよう努力して取り組むこととし、甲乙協議の上定めるものとする。

4 タレントなどを起用する場合の使用期間については、甲乙協議の上定めるものとする。

5 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て乙の責任と費用負担で対応するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 乙は、委託業務の完了後、速やかに、業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実施報告書を受領した日から10日以内に、その内容を検査し検査結果を乙に通知するものとする。乙は検査に合格した後、甲に対して支払い請求書を提出するものとする。

- 3 甲は前項の規定による支払い請求書を受け取ったときは、受領日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
- 4 甲の責に帰すべき理由により、支払いが遅延した場合には、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金等)

第12条 乙は、前条の規定により甲が契約を解除したときは、違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、委託料の100分の10に相当する額とする。ただし、この違約金は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲から定められた期間内に支払わなかったときは、乙は支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結及び履行に際し必要な経費は、乙の負担とする。

(目的外使用の禁止)

第15条 乙は、委託業務に係る関係資料及び帳簿等を他の用途に使用してはならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。第6条第1項の規定により甲の承認を得た再委託先についても同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第18条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約内容の不適合に係る責任)

第19条 納入成果物に契約内容の不適合が判明したとき、甲はこれを覚知した日から1年以内にその旨を通知したうえで補修の請求をすることができる。乙は、乙の責任及び負担において、甲が相当と認める期日までに補修を完了することとする。

(契約の変更)

第20条 甲は、必要であると認めたときは、委託業務の内容を変更することができ、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは甲乙協議して定めるものとする。

(存続事項)

第21条 本契約終了後も、第9条（著作権等）、第13条（損害賠償）、第15条（目的外

使用の禁止)、第16条(秘密の保持)、第17条(個人情報の保護)、第18条(情報セキュリティ対策)、及び本条は有効に存続するものとする。

(協議)

第22条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲：佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局
こども未来課長

乙：